

平成28年12月市議会定例会提出予定案件

(諮問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
- 3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 4 茨木市職員退職手当条例の一部改正について
- 5 茨木市市税条例等の一部改正について
- 6 茨木市立コミュニティセンター条例の一部改正について
- 7 茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 8 茨木市待機児童保育室条例の一部改正について
- 9 茨木市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の全部改正について
- 10 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 11 市営土地改良事業の施行について
- 12 平成28年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第2号）
- 13 平成28年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第1号）

(報告)

- 1 平成28年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 平成28年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 3 平成28年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

諮問第 6 号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<small>にし がみ ゆう じ</small> 西 上 雄 二
<input type="radio"/> 任 期	平成 2 9 年 6 月 3 0 日任期満了 初就任 平成 1 4 年 2 月 1 日就任 5 期目 (任期 3 年)
<input type="radio"/> 選任予定者	
諮問第 7 号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<small>す わ のり こ</small> 諏 訪 典 子
<input type="radio"/> 任 期	平成 2 9 年 6 月 3 0 日任期満了 初就任 平成 2 6 年 7 月 1 日就任 1 期目 (任期 3 年)
<input type="radio"/> 選任予定者	
議案第 70 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<small>かた やま まさ とし</small> 片 山 正 敏
<input type="radio"/> 任 期	平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日任期満了 初就任 平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日就任 3 期目 (任期 4 年)
<input type="radio"/> 選任予定者	
議案第 71 号	茨木市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について
<input type="radio"/> 人事院規則の改正に伴う所要の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 通常 1 回のみ期間の延長が可能な配偶者同行休業について、配偶者の外国勤務が続く場合に再度の延長ができる規定を追加する。 ・ 施 行 日 公布の日 	

○ 平成 28 年人事院勧告に基づく給与改定等の実施に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

平成 28 年人事院勧告に基づく給与改定等

ア 給料表 平均改定率 +0.2%

イ 勤勉手当

(1) 平成 28 年度 支給月数

一般職員 1.7 月分(+0.1 月分) 6 月:0.8 月分 (改定なし)

12 月:0.8 月分 → 0.9 月分

再任用職員 0.8 月分(+0.05 月分) 6 月:0.375 月分 (改定なし)

12 月:0.375 月分 → 0.425 月分

(2) 平成 29 年度以降 支給月数

一般職員 6 月・12 月 0.8 月分 → 0.85 月分

再任用職員 6 月・12 月 0.375 月分 → 0.4 月分

ウ 扶養手当

(1) 配偶者 13,000 円 → 6,500 円 (経過措置:平成 29 年度は 10,000 円)

(2) 子 6,500 円 → 10,000 円 (経過措置:平成 29 年度は 8,000 円)

・ 関係条例の一部改正

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例 (期末手当 +0.1 月分)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (期末手当 +0.1 月分)

・ 施行日

ア 公布の日 (平成 28 年 4 月 1 日適用)

イ (1) 公布の日 (平成 28 年 12 月 1 日適用)

イ (2)、ウ 平成 29 年 4 月 1 日

○ 雇用保険法の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

「失業者の退職手当」に関する規定 (退職手当の支給額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たない場合、その差額分を支給) について、雇用保険法の規定に合わせる。

① 「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

② 「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改める。

・ 施行日 平成 29 年 1 月 1 日

○ 地方税法等の改正に伴う所要の改正

・ 主な改正内容

- ①スイッチOTC医薬品（医療用から転用された市販医薬品）の購入費用を医療費控除の対象とする規定を追加（従前の医療費控除との重複は不可）
- ②軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を1年延長
- ③「わがまち特例」の対象となる次の施設等の固定資産税等の特例割合を規定
 - ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備
 - イ 都市再生特別措置法に基づき認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

・ 施行日

- ③ 公布の日
- ② 平成29年4月1日
- ① 平成30年1月1日

○ 茨木市立沢池公民館をコミュニティセンターに移行することに伴う所要の改正

・ 改正内容

[名称及び位置]

名 称	茨木市立沢池コミュニティセンター
位 置	茨木市南春日丘五丁目1番21号

- ・ 施行日 平成29年4月1日

議案第 76 号	茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
<p>○「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 サービス提供記録の保存年限を 5 年と定める規定において、新たに地域密着型サービスとなった「地域密着型通所介護」及び「指定療養通所介護」を追加する。 ・ 施行日 公布の日（平成 28 年 4 月 1 日適用） 	
議案第 77 号	茨木市待機児童保育室条例の一部改正について 10 頁参照
<p>○ 待機児童の解消を図るため、旧西河原分署を活用した「待機児童保育室みらい」の開設及び西幼稚園が認定こども園へ移行することによる「待機児童保育室のぞみ」の廃止に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ①新設 <ul style="list-style-type: none"> 名称 茨木市待機児童保育室みらい 位置 茨木市西河原二丁目 1 6 番 1 7 号 定員 40 人 ②廃止 <ul style="list-style-type: none"> 名称 茨木市待機児童保育室のぞみ 位置 茨木市上穂積二丁目 1 2 番 1 3 号 定員 20 人 ・ 施行日 平成 29 年 4 月 1 日 	

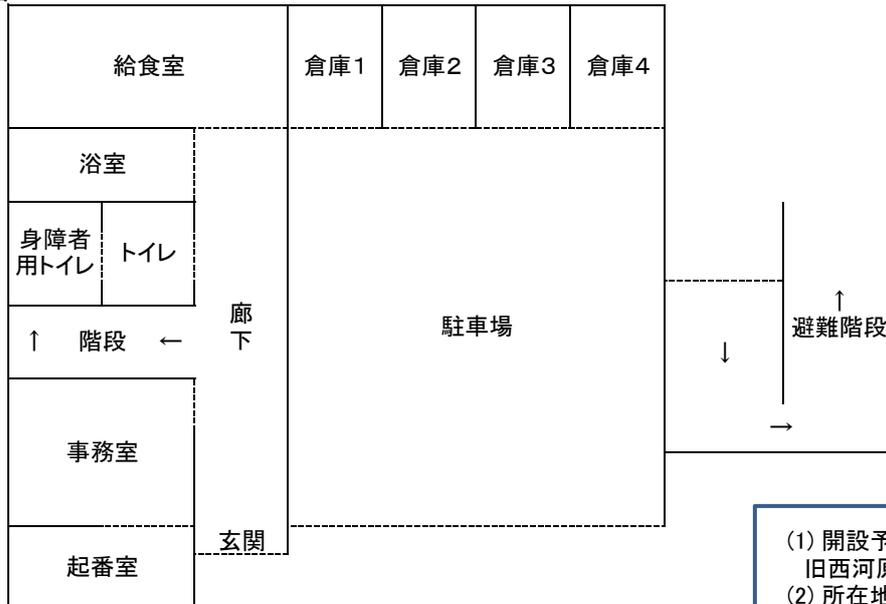
議案第 78 号	茨木市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の全部改正について
<p>○ 農業委員会等に関する法律の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 条例名の変更 茨木市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例 → 茨木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例 ② 委員定数 農業委員会委員 14人 農地利用最適化推進委員 7人（新設） ③ 委員報酬 農地利用最適化推進委員 月額35,000円（新設） ・ 施行日 在任する委員の任期満了の日の翌日 	
議案第 79 号	茨木市火災予防条例の一部改正について 11 頁参照
<p>○ 消防法令に重大な違反がある特定防火対象物の公表制度の実施に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定防火対象物の消防用設備等の状況が法令等に違反する場合、違反内容等を公表することができる旨を規定 ② 違反内容等を公表する場合、当該特定防火対象物の関係者に通知する旨を規定 ③ 公表の対象となる特定防火対象物・違反の内容・公表の手続は、規則で定める旨を規定 ・ 施行日 平成29年7月1日 	

議案第 80 号	市営土地改良事業の施行について																																																																																									
<p>○ 平成 28 年 6 月から 9 月の豪雨及び台風 10 号により被災した農地の災害復旧事業の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 農林業施設災害復旧事業 ・ 総事業費 13,758,000 円 ・ 施行場所 茨木市大字泉原 625 番ほか 11 か所 ・ 事業期間 平成 28 年 12 月議決日～平成 31 年 3 月 31 日 ・ 根拠法 土地改良法第 96 条の 2 第 2 項 																																																																																										
議案第 81 号	平成 28 年度大阪府茨木市一般会計補正予算 (第 2 号)																																																																																									
<p>○ 補正額 2,716,755 千円 (補正後 90,439,932 千円 - 補正前 87,723,177 千円)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(歳入)</th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="text-align: left;">(歳出)</th> <th style="width: 15%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 市税</td> <td style="text-align: right;">570,859 千円</td> <td>・ 人件費</td> <td style="text-align: right;">109,885 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 地方特例交付金</td> <td style="text-align: right;">△14,773 千円</td> <td>・ 物件費</td> <td style="text-align: right;">106,426 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 地方交付税</td> <td style="text-align: right;">△75,994 千円</td> <td>・ 補助費等</td> <td style="text-align: right;">240,252 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">1,275,327 千円</td> <td>・ 投資的経費</td> <td style="text-align: right;">2,257,192 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 財産収入</td> <td style="text-align: right;">531,309 千円</td> <td>・ その他の経費</td> <td style="text-align: right;">3,000 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 寄附金</td> <td style="text-align: right;">42,726 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 繰越金</td> <td style="text-align: right;">355,505 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 諸収入</td> <td style="text-align: right;">5,696 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 市債</td> <td style="text-align: right;">26,100 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>・ 継続費補正</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (追加) 道路新設・改良事業 (補助分) (泉原千提寺線)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">150,000 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> <tr> <td>・ 繰越明許費補正</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (追加) 臨時福祉給付金支給事務事業</td> <td></td> <td style="text-align: right;">77,090 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (追加) 歩道設置事業 (西河原北町西太田線)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">25,000 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (追加) (仮称) JR 総持寺駅整備事業</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,364,564 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (追加) JR 茨木駅構内エスカレーター整備事業</td> <td></td> <td style="text-align: right;">741,695 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (追加) 小学校営繕事業 (屋上防水等設計)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">9,300 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (追加) 中学校営繕事業 (屋上防水等設計)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4,800 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (追加) 中学校営繕事業 (特別教室エアコン設置)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">357,460 千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(歳入)		(歳出)		・ 市税	570,859 千円	・ 人件費	109,885 千円	・ 地方特例交付金	△14,773 千円	・ 物件費	106,426 千円	・ 地方交付税	△75,994 千円	・ 補助費等	240,252 千円	・ 国庫支出金	1,275,327 千円	・ 投資的経費	2,257,192 千円	・ 財産収入	531,309 千円	・ その他の経費	3,000 千円	・ 寄附金	42,726 千円			・ 繰越金	355,505 千円			・ 諸収入	5,696 千円			・ 市債	26,100 千円							・ 継続費補正				(追加) 道路新設・改良事業 (補助分) (泉原千提寺線)		150,000 千円						・ 繰越明許費補正				(追加) 臨時福祉給付金支給事務事業		77,090 千円		(追加) 歩道設置事業 (西河原北町西太田線)		25,000 千円		(追加) (仮称) JR 総持寺駅整備事業		1,364,564 千円		(追加) JR 茨木駅構内エスカレーター整備事業		741,695 千円		(追加) 小学校営繕事業 (屋上防水等設計)		9,300 千円		(追加) 中学校営繕事業 (屋上防水等設計)		4,800 千円		(追加) 中学校営繕事業 (特別教室エアコン設置)		357,460 千円	
(歳入)		(歳出)																																																																																								
・ 市税	570,859 千円	・ 人件費	109,885 千円																																																																																							
・ 地方特例交付金	△14,773 千円	・ 物件費	106,426 千円																																																																																							
・ 地方交付税	△75,994 千円	・ 補助費等	240,252 千円																																																																																							
・ 国庫支出金	1,275,327 千円	・ 投資的経費	2,257,192 千円																																																																																							
・ 財産収入	531,309 千円	・ その他の経費	3,000 千円																																																																																							
・ 寄附金	42,726 千円																																																																																									
・ 繰越金	355,505 千円																																																																																									
・ 諸収入	5,696 千円																																																																																									
・ 市債	26,100 千円																																																																																									
・ 継続費補正																																																																																										
(追加) 道路新設・改良事業 (補助分) (泉原千提寺線)		150,000 千円																																																																																								
・ 繰越明許費補正																																																																																										
(追加) 臨時福祉給付金支給事務事業		77,090 千円																																																																																								
(追加) 歩道設置事業 (西河原北町西太田線)		25,000 千円																																																																																								
(追加) (仮称) JR 総持寺駅整備事業		1,364,564 千円																																																																																								
(追加) JR 茨木駅構内エスカレーター整備事業		741,695 千円																																																																																								
(追加) 小学校営繕事業 (屋上防水等設計)		9,300 千円																																																																																								
(追加) 中学校営繕事業 (屋上防水等設計)		4,800 千円																																																																																								
(追加) 中学校営繕事業 (特別教室エアコン設置)		357,460 千円																																																																																								

議案第 82 号	平成 28 年度大阪府茨木市下水道等事業会計補正予算（第 1 号）
<p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 184,000 千円（補正後 2,933,765 千円－補正前 2,749,765 千円） ・ 支出 184,000 千円（補正後 5,269,318 千円－補正前 5,085,318 千円） 	
報告第 21 号	平成 28 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
<p>○ 平成 28 年 9 月 30 日現在の財政状況の報告</p>	
報告第 22 号	平成 28 年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
<p>○ 平成 28 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告</p>	
報告第 23 号	平成 28 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
<p>○ 平成 28 年 9 月 30 日現在の業務状況の報告</p>	

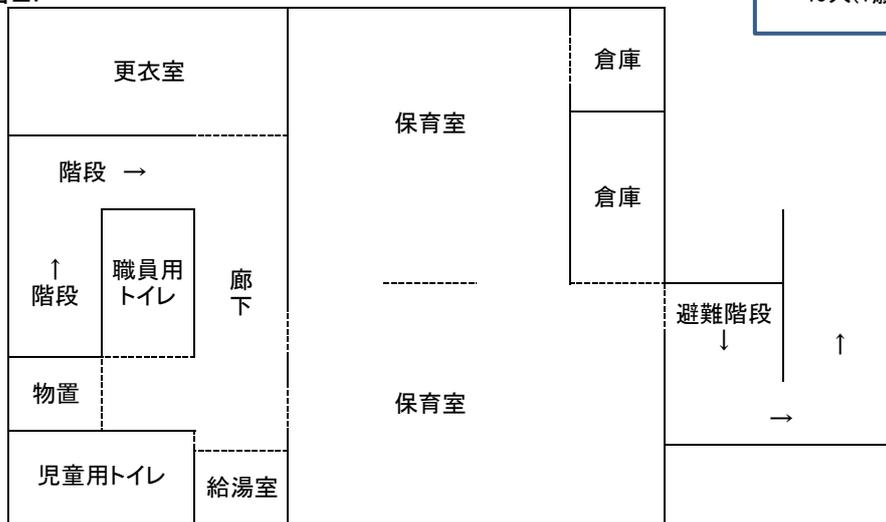
茨木市待機児童保育室みらいについて

平面図1F



- (1) 開設予定地
旧西河原分署
- (2) 所在地
茨木市西河原二丁目16番17号
- (3) 定員
40人(1歳児・2歳児)

平面図2F



位置図



違対象物に係る公表制度の概要

違対象物公表制度とは

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう、建物の消防法違反の情報を公表する制度。

公表の対象

映画館、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設など不特定多数の市民が利用する建物として、消防法令上『特定防火対象物』とされている建物で、次の対象違反項目が立入検査において認められた建物が公表の対象となる。

対象違反項目

- 火災を早期に覚知することができる『自動火災報知設備』の未設置
- 初期消火に有効である『屋内消火栓設備』、『スプリンクラー設備』の未設置
- ※上記のうち、いずれか又は複数の設備の設置義務があるにもかかわらず、一切設置されていない場合



公表の手續及び公表の方法

立入検査の結果を通知した日の14日経過後から、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、消防本部ホームページに『建物の名称』『所在地』『違反内容』を掲載する。

平成28年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳入)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
1 市 税	570,859		570,859	補正後予算額 44,590,623 個人市民税(所得割) 570,859
9 地 方 特 例 金 交 付 金	△ 14,773		△ 14,773	
10 地 方 交 付 税	△ 75,994		△ 75,994	普通交付税 △75,994
14 国 庫 支 出 金	1,275,327	1,275,327		社会資本整備総合交付金 1,105,900 学校施設環境改善交付金 84,273 臨時福祉給付金給付事務費補助金 77,090
16 財 産 収 入	531,309		531,309	不動産売却収入 531,309
17 寄 附 金	42,726	42,726		耕地整理区域管理業務等寄附金 39,726 社会福祉事業寄附金 3,000
19 繰 越 金	355,505		355,505	繰越金 355,505
20 諸 収 入	5,696	5,696		生活保護費府負担金精算分 4,390 生活保護費国庫負担金精算分 1,306
21 市 債	26,100	26,100		歩道整備債 21,600 道路整備債 4,500
補 正 額 A	2,716,755	1,349,849	1,366,906	
補正前の予算額 B	87,723,177	31,621,843	56,101,334	
補正後の予算額 A + B	90,439,932	32,971,692	57,468,240	

平成28年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳出)

(単位：千円・%)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
1 議会費	3,062	3,062					
2 総務費	199,309	179,523	27,723		△ 7,937		
3 民生費	313,499	△ 52,455	112,586		248,189	2,179	3,000
4 衛生費	△ 44,756	12,536	△ 57,292				
6 農林水産業費	6,156	6,156					
7 商工費	△ 2,247	△ 915	△ 1,332				
8 土木費	2,262,001	△ 2,604	18,080			2,246,525	
9 消防費	△ 9,093	△ 2,242	△ 1,239			△ 5,612	
10 教育費	△ 11,176	△ 33,176	7,900			14,100	
補正額 A	2,716,755	109,885	106,426		240,252	2,257,192	3,000
補正前の予算額 B	87,723,177	14,458,287	16,342,231	25,901,217	7,623,180	8,099,589	15,298,673
補正後の予算額 A + B	90,439,932	14,568,172	16,448,657	25,901,217	7,863,432	10,356,781	15,301,673

12月補正予算の内容について

1 基本方針

国の補正予算を活用して、(仮称)JR総持寺駅の整備や臨時福祉給付金の支給に向けた事務等を進めるとともに、国庫補助金の追加採択により介護施設へのスプリンクラー等の設置を補助するほか、純繰越金等の財源を活用して、待機児童保育室の整備や学校施設の老朽化対策など、直面する行政課題に適切に対応した事業を追加する。

また、地方創生推進交付金を活用した事業の実施に向けた調査を行う。

なお、国の補正予算に関連する事業等について繰越明許費を設定するとともに、新名神高速道路関連事業である泉原千提寺線の整備にあたり継続費を設定する。

2 主な内容

(1) 国の補正予算等を活用する事業

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
都市基盤の整備		2,164,259	1,105,900	1,058,359
(仮称)JR総持寺駅の整備 [繰越明許費] 【18頁参照】 【市街地新生課】	国の補正予算を活用し、駅舎等整備や安全対策のためのホーム柵設置に係るJRへの負担金を追加する。 【財源：社会資本整備総合交付金(国)】	1,364,564	703,153	661,411
JR茨木駅エスカレーターの整備 [繰越明許費] 【市街地新生課】	国の補正予算を活用し、JR茨木駅構内のエスカレーター設置等に係るJRへの負担金を追加する。 【財源：社会資本整備総合交付金(国)】	741,695	370,847	370,848
道路の舗装改良 【道路交通課】	国の補正予算を活用し、経年劣化に伴う振動・騒音の通減を図るため、大手町新庄線の舗装改良を行う。 【財源：社会資本整備総合交付金(国)】	10,000	5,500	4,500
通学路・自転車レーンの整備 [繰越明許費] 【道路交通課】	国の補正予算を活用し、通学路の交通安全を確保するため、西河原北町西太田線を整備するとともに、自転車事故の防止等を図るため、自転車レーンを整備する。 【財源：社会資本整備総合交付金(国)】	48,000	26,400	21,600
臨時福祉給付金		77,090	77,090	
臨時福祉給付金の給付 [繰越明許費] 【福祉政策課】	国の補正予算を活用し、平成29年度に臨時福祉給付金の支給が実施されることに伴う事務を委託する。 【財源：臨時福祉給付金給付事務費補助金(国)】	77,090	77,090	

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
介護施設の充実		6,697	6,697	
地域密着型介護施設の整備補助 【介護保険課】	国庫補助金の追加採択に伴い、地域密着型介護施設（3施設）へのスプリンクラー等設置費用を補助する。 【財源：地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(国)】	2,179	2,179	
介護ロボットの導入支援 【19頁参照】 【介護保険課】	国庫補助金の追加採択に伴い、介護従事者の負担軽減を図るため、介護事業所（5施設）への介護ロボットの導入費用を補助する。 【財源：地域介護・福祉空間整備推進交付金(国)】	4,518	4,518	
地方創生推進交付金の活用		2,735	1,367	1,368
D I O「リノベのいばらき」プロジェクト市場調査 【20～21頁参照】 【政策企画課】	持続可能なまちづくりに向けた活動人口を増やす取組みとして、「Do It Ourselves 自分たちで、まちの価値を高めるリノベーション」なまちづくりを進めるD I O「リノベのいばらき」プロジェクトの実施に向けた市場調査を行う。 【財源：地方創生推進交付金(国)】	2,735	1,367	1,368

(2) 子育て支援等の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
待機児童の解消		31,400		31,400
待機児童保育室みらいの整備 【保育幼稚園課】	待機児童解消を図るため、旧西河原分署を改修し、待機児童保育室みらいを整備する。（平成29年4月開設予定）	31,400		31,400
保育所・幼稚園の整備		26,300		26,300
公立保育所の改修 【保育幼稚園課】	保育環境の向上を図るため、トイレや玄関スロープの改修等を行う。	11,400		11,400
公立幼稚園の改修 【保育幼稚園課】	認定こども園化する幼稚園について、遊戯室の間仕切り等を整備するとともに、環境改善を図るため遊具等を改修する。	14,900		14,900

(3) 新名神高速道路関連

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
新名神高速道路の周辺整備		60,000		60,000
泉原千提寺線整備事業 [継続費] 【22頁参照】 【道路交通課】	泉原千提寺線の用地手続きが進捗したことから、新名神高速道路開通後の早期整備を図るため、2か年の継続費を設定して工事を行う。	60,000		60,000

(4) 学校施設の老朽化対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小・中学校の老朽化対策		14,100		14,100
小学校営繕事業 [繰越明許費] 【施設課】	小学校校舎の大規模改造（外壁改修、屋上防水）に向けた設計委託を行う。 実施校：玉櫛小(南棟)、郡小(北・南棟)、庄栄小(南棟)	9,300		9,300
中学校営繕事業 [繰越明許費] 【施設課】	中学校校舎の大規模改造（外壁改修、屋上防水）に向けた設計委託を行う。 実施校：天王中(南棟)	4,800		4,800

(5) 継続費・繰越明許費

(単位：千円)

事業	内容等	総額 設定額
継続費		
道路新設・改良事業 (補助分) (泉原千提寺線) 【22頁参照】 【道路交通課】	泉原千提寺線の整備について、継続費を設定する。 総額 150,000 (H28：60,000 H29：90,000)	150,000
繰越明許費		
臨時福祉給付金支給 事務事業 【福祉政策課】	国の補正予算を活用する事業であり、平成29年度の事業実施の準備として事業着手が必要で年度内に事業が完了しないため。	77,090
歩道設置事業 (西河原北町西太田線) 【道路交通課】	国の補正予算を活用する事業であり、年度内に事業が完了しないため。	25,000

事業	内容等	設定額
繰越明許費		
(仮称) JR 総持寺駅 整備事業 【18頁参照】 【市街地新生課】	国の補正予算を活用する事業であり、年度内に事業が完了しないため。	1,364,564
J R 茨木駅構内エス カレーター整備事業 【市街地新生課】	国の補正予算を活用する事業であり、年度内に事業が完了しないため。	741,695
小学校営繕事業（屋 上防水等設計） 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	9,300
中学校営繕事業（屋 上防水等設計） 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	4,800
中学校営繕事業（特 別教室エアコン設置） 【施設課】	国の補正予算を活用する事業であり、年度内に事業が完了しないため。	357,460

(6) 企業会計

(単位：千円)

事業	内容等	事業費
下水道等事業会計		
下水道等事業会計 (補正第1号) 【下水道総務課・下水道施 設課】	国の補正予算を活用し、長寿命化に向けて下水道管及び人孔蓋を整備する。 ・資本的収支 収入 184,000 支出 184,000	184,000

(仮称) JR 総持寺駅ホーム柵設置について

1. 目的

(仮称) JR 総持寺駅利用者の人身事故防止、列車の安全運行、ならびに視覚障害者等の方にホームを安心して利用いただくため、島式ホーム（1面2線）にホーム柵を設置する。

2. 内容

○ホーム柵設置

- ・柵延長：約 140m（4扉7両対応）
- ・寸法：間口 3,300mm、高さ 1,350mm
- ・形状：二重引戸式

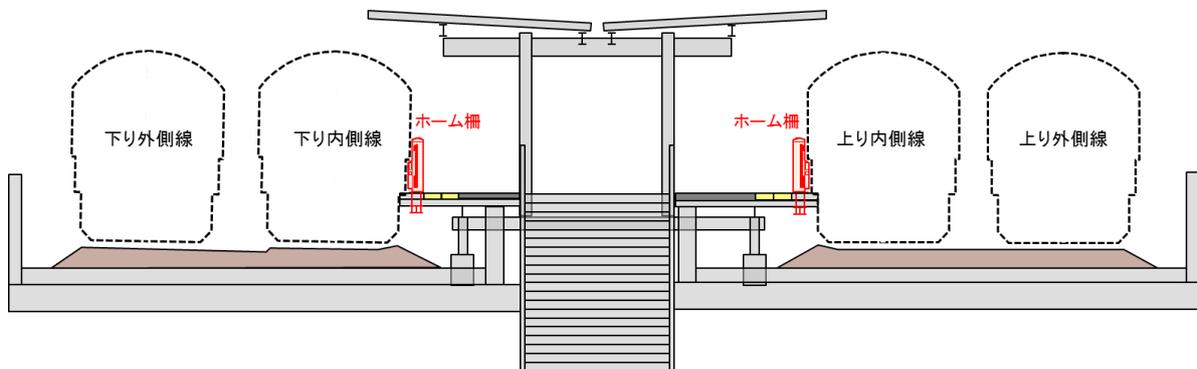
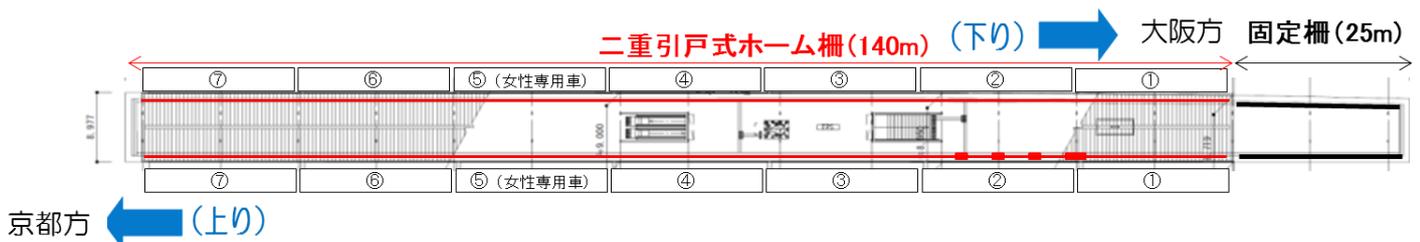
3. 事業費（概算）

- ・ホーム柵設置費：6.4億円（うち市1/4〈1.6億〉、国1/4〈1.6億〉、JR1/2〈3.2億〉負担）

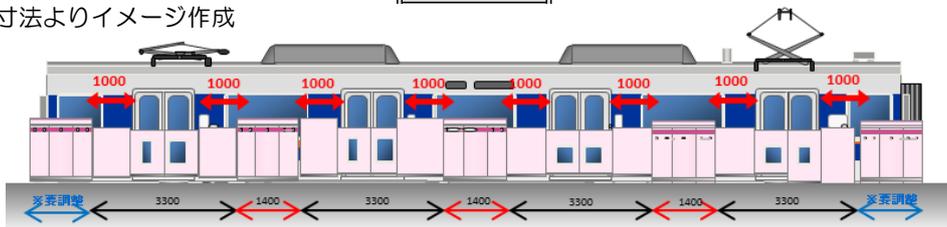
4. スケジュール（予定）

- ・平成 28 年 11 月 ホーム柵設置に関する確認書締結
- ・平成 29 年 1 月頃 工事協定書締結、実施設計
- ・平成 29 年 12 月頃
～平成 30 年 3 月 ホーム柵設置工事

5. 概要図



■ 207系車両寸法よりイメージ作成



※ 実用例



介護ロボット導入支援事業

- 1 予算額 補助金：4,518千円
財 源：地域介護・福祉空間整備推進交付金（国）（10/10）

2 補助対象機器

(1) 移乗介助ロボット（装着型）



空気圧式の人工筋肉が介助者を補助し、持ち上げる際の腰への負担を軽減。（1事業所）

（使用イメージ）

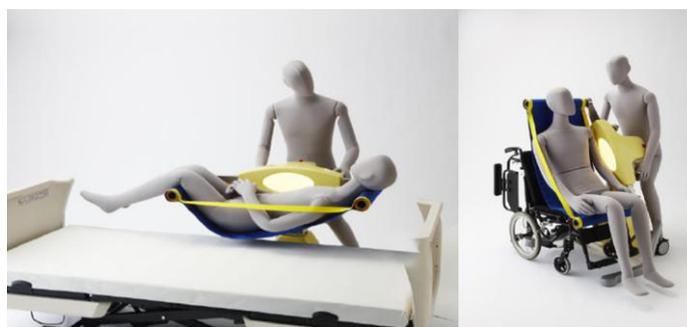


(2) 移乗介助ロボット（非装着型）



被介護者の下に専用のシートを敷き、シートごと抱きかかえるようにして介助。（3事業所）

（使用イメージ）



(3) 見守り支援システム



通信機器に接続されたセンサーをベッドに敷き、パソコンやタブレット端末で被介護者の起き上がりや離床・在床を把握。（1事業所）

（使用イメージ）



Do It Ourselves「リノベのいばらき」プロジェクトについて

1 プロジェクトの概要

人口減少社会において、持続可能なまちづくりを行うためには、「交流人口」や「定住人口」を増やすだけでなく、経済活動、社会活動、地域活動など、さまざまな活動に参加する人を増やす、「活動人口」を増やすことが重要であり、地方創生推進交付金を活用し、これまで活動参加の低かった層に対し、「DIY・リノベーション」を切り口に事業を展開することで、活動へのきっかけを提供し、もって活動人口の増加を図るものである。

2 なぜDIY・リノベーションなのか

ターゲット層の設定

「茨木市定住と交流に関する市民意向調査」の調査結果から、社会活動等への参加割合の低かった20、30歳代を設定。活動していない理由としては「きっかけがない」が他世代より高い。

⇒ これらターゲット層に「きっかけ」を与えることで、活動人口の増加をめざす。

「きっかけ」の設定

活動のきっかけには、ターゲット層にとって「楽しい」ことが重要であり、加えて、まちづくりにつながるキーワードとして以下の二つに着眼。

【DIY】若い層を中心にイメージが「オシャレ」で「楽しい」といったものになりつつあり、特に若い女性において、ものづくりへの関心が高まっている。

【リノベーション】「空き家問題」などの課題に対する取組として注目をされるほか、DIYとリノベーションを組み合わせた「セルフリノベーション」という動きも活発化している。



※DIYとは、「自分でできることは自分でやる」という理念のもと、自分で何かを作ったり、修理したりする活動。英語のDo It Yourselfの略語。

※リノベーションとは、既存の建物のよさを活かしながら、好みのデザインや間取りに変えたりすることにより、「性能を向上」させたり、「新たな付加価値」を生み出す手法。

ターゲット層である20～30歳代に「オシャレ」で「楽しい」イメージのある「DIY」と、これからのまちづくりにおける重要な視点の一つでもある「リノベーション」を組み合わせた取組を展開することで、20歳代、30歳代の社会活動、地域活動などさまざまな活動に対する「きっかけ」とする。

DIYによるリノベーション

DIO「リノベのいばらきプロジェクト」は、活動への参加割合が低い層に対し、活動参加への「きっかけ」を創出することで、活動人口の増加を図り、「Do It Ourselves 自分たちで、まちの価値を高めるリノベーションなまちづくり」を進める。

3 12月補正による市場調査の概要・目的

プロジェクトを開始するにあたり、メインターゲットの明確化、ターゲットが求める機能や設備、講座、費用負担等について調査することで、ターゲットにマッチした事業の展開と今後の事業展開へ向けた基礎データとする。

(委託費 2,735 千円)

(内容)・専門の調査会社による Web 調査(関西圏在住の 2,000 人を想定)

・集計、分析、報告書の作成

4 事業内容(案)

① 拠点の整備

・「きっかけ」を与える場としても、人と人をつなぐ場としても拠点が必要であり、「DIY・リノベーション 工房」を整備する。

・拠点整備においては、役割を終えた既存施設をリノベーションすることとし、改修作業にワークショップによる市民参加を募ることで、プロジェクトのさきがけとなる取り組みと位置づける。

② 工房の運営

・体験教室・講座・イベントの開設、作業スペースの提供、工具の貸し出し等を行う。

・工房での講座やワークショップを通じて、DIY の仲間づくり、DIY やリノベーションをテーマとするテーマ型コミュニティが形成されることを狙う。



■DIY 工房イメージ



■リノベーションワークショップのイメージ

③ 今後の展開

・空き家や市営住宅の空き部屋リノベーションワークショップの開催などのほか、DIY 仲間による空き家改修など、DIY、リノベーションを切り口とした市民によるまちづくりを進める。

・間伐材の販売や機器の相互利用など、生涯学習センターきらめき、里山センター等と連携することで、それぞれの事業の活性化を図る。

